

平成 30 年度

# 財政援助団体監査報告書

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ

福祉保健部 地域福祉課

狛江市監査委員

# 平成 30 年度財政援助団体監査報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 7 項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

団 体 特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ  
所 管 課 福祉保健部 地域福祉課

## 第 3 監査の範囲

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの事務事業の執行状況

## 第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

### 1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

## 第 5 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 19 日から 12 月 27 日

[ 監査の実施日 : 平成 30 年 11 月 22 日 ]

## 第6 団体の概要

- (1) 名 称 特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ
- (2) 沿 革 平成9年12月 任意団体設立  
平成10年4月 運行開始  
平成15年3月 NPO法人格取得  
平成16年4月 狛江市社会福祉協議会より車両を含め事業移行  
平成20年8月 道路運送法第79条「福祉有償運送」登録
- (3) 所在地 狛江市中和泉三丁目36番22号 アビタシオンI-103
- (4) 目 的  
障害や高齢等により移動が困難な人たちの外出と社会参加を支援するため、移動サービスに関する事業を行い、地域社会のバリアフリー化を促進し、また災害救援時には機材の提供及びボランティアの派遣により救援活動を行い、住み慣れた地域社会での福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (5) 特定非営利活動の種類  
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動  
② 災害救援活動  
③ 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (6) 事業内容  
① 電動リフト付ワゴン車等による移動サービスに関する事業  
② 移動サービスに関する講習・研修等の事業  
③ 災害救援時の機材の提供及びボランティア派遣に関する事業  
④ 普及・啓発、広報等の事業
- (7) 役員等  
理事長 1人  
副理事長 1人  
理 事 5人  
監 事 1人  
事務局 1人
- (8) 自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車登録数  
3台

(9) 市との関係

障害や高齢等の理由により移動することが困難な者が外出及び社会参加等を行うことができるよう、特定非営利活動法人ハンディキャブこまえが実施する運行事業に係る経費の一部を助成し、その運営の安定化を図り、もって移動が困難な者の社会参加等の機会の拡大に寄与することを目的とし、狛江市ハンディキャブ運行事業補助金交付規則及び狛江市補助金等交付規則に基づき補助している。

(10) 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

【ハンディキャブ運行事業補助金】

	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 回交付分（5 月）	2,060,000 円	2,060,000 円
第 2 回交付分（10 月）	2,060,000 円	2,060,000 円
合 計	4,120,000 円	4,120,000 円

【平成 29 年度分】

交付申請年月日 平成 29 年 4 月 21 日

交付決定年月日 平成 29 年 4 月 28 日

【平成 30 年度分】

交付申請年月日 平成 30 年 5 月 2 日

交付決定年月日 平成 30 年 5 月 11 日

(11) 事業の実績（運行実績等）

年度	利用登録 会員人数	稼働 日数	運行 件数	内訳		
				病院	施設	その他
H29	73	357	2,176	871	574	731
H28	77	361	2,515	1,117	687	711
H27	85	360	2,635	985	840	810
H26	85	356	2,233	850	666	717
H25	75	340	1,610	681	327	602

※ 運行件数は、1 日 1 利用者 1 往復を 1 件として計算

## 第7 監査の結果

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ及び福祉保健部地域福祉課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。その結果を以下に述べる。

ハンディキャブこまえは、平成9年12月任意団体を発足。平成10年4月に社会福祉法人狛江市社会福祉協議会が行っていた「ハンディキャブ事業」を補完するかたちで事業が開始された。平成15年にNPO法人格取得。平成16年には、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会から「ハンディキャブ事業」の移行を受け、市内唯一のボランティア輸送団体となった。障害や高齢等により移動が困難な人たちの外出と社会参加の支援、地域社会のバリアフリー化の促進等、住み慣れた地域社会での福祉の向上に寄与することを目的とし活動が続けられている。

平成16年度からは「狛江市ハンディキャブ運行事業補助金」の交付団体として補助金の交付を受け、平成20年8月に道路運送法による福祉有償運送としての登録がなされている。平成29年度の年間稼働日数は357日であり、近年においても同様な稼働日数となっている。また、市内特別支援学級の児童の送迎を行うなど、移動が困難な人たちの外出や社会活動の支援として大きく寄与していることが伺える。

今後も、狛江市においてハンディキャブこまえを必要としている人たちの期待に応えることはもとより、社会で多く発生している運送事業者による事故等には十分留意され福祉有償運送事業に務められたい。

なお、特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ及び福祉保健部地域福祉課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

### 1 ハンディキャブ運行事業補助金交付申請及び実績報告について

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ定款では、事業計画及び予算、事業報告及び決算については、総会の議決を経なければならないとされている。しかしながら、同法人から提出された平成29年度補助金交付申請書、実績報告書、平成30年度補助金交付申請書とも、総会の議決前に地域福祉課にて、受理、審査後、決定されていることが判明した。団体内の動きも確認しなければ正しい審査は出来ないことから、今後の補助金交付、補助金額の確定等の審査においては、慎重な審査に努められたい。なお、手続きの時期についても、法人の意見も勘案のうえ、適正な時期を検討されたい。

### 2 ハンディキャブこまえ運転日報について

運転協力者に記載が義務付けられている運転日報は、利用目的や走行時間、走行距離等を記録し、それに伴い運行協力費が確定し徴収されている。さらに、車の点検や健康確認欄も設けられている。

しかしながら、内容については運転協力者の記載のみであり、第三者の確認行為がなされていないことが判明した。この日報は、運転協力者のみならず利用者の安全を確保するための重要な日報となっている。それらを踏まえ、今後は管理責任者である理事長の責務として運転日報を確認されるよう改善されたい。

### 3 ハンディキャブ運行事業を行う車両について

自家用有償旅客運送を行う際に使用する車両については、法令等に則り国土交通省に自動車の種別ごとの数が登録されている。しかしながら、今回、それ以外の車種における運行が判明した。登録車両以外の車両は使用することの無いよう、法令等を遵守した使用について再度徹底されたい。

### 4 金銭出納に係る処理手続きについて

運転協力者に支払われる運転協力費等は、月末締めで翌月 10 日までに現金手渡しで各々に支払われているとのことである。しかし、伝票上では現金を準備した段階で一括処理されていることが判明した。これは、出納簿上では支出されている運転協力費等が、実際には全員が受け取りに来るまでの間、事務所内で保管された状態であり、出納簿と実際の金額に不一致が生じている期間があることとなる。今後、支出処理にあたっては、適切な処理を行うように努めていただきたい。

### 5 ハンディキャブ運行事業の今後について

近年、課題とされていた運転協力者の恒常的な不足から、今後については、他団体への事業譲渡を検討しているとのことである。

本事業は、移動制約者にとっては不可欠な事業ではあるが、ボランティアの事業としてはリスクが非常に大きいとも考えられる。行政として、利用者、ボランティアの安全をしっかりと確保することは勿論のこととし、ボランティアの育成、確保にどう取り組んでいけるかも含め、この事業のあり方について慎重に検討されたい。